

## 経済建設常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月16日(木)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前 9時00分	委 員 長	山 田 雅 士
	閉 会	午前10時22分	副委員長	桜 田 秀 雄
委 員 の 氏 名 及 び 出 欠 の 有 無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	山 田 雅 士	出	山 口 孝 弘	出
	桜 田 秀 雄	出	小 澤 孝 延	出
	加 藤 弘	出	角 麻 子	出
委 員 外 議 員	議 長 鈴 木 広 美			
委 員 会 に 出 席 し た	事 務 局 長 梅 澤 孝 行		副 主 幹 佐 藤 竜 一	
事 務 局 職 員 職 氏 名	主 査 嘉 瀬 順 子		主 査 安 見 里 香	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	経 済 環 境 部 長 相 川 幸 法			
	建 設 部 長 市 川 明 男			
	道 路 河 川 課 長 中 村 正 巳			
	商 工 観 光 課 長 牛 川 孝 正			
	そ の 他 関 係 職 員			
議 題	別紙日程表のとおり			

# 経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和 4 年 6 月 1 6 日  
午前 9 時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 議案第 1 1 号 市道路線の認定、廃止及び変更について

(2) 議案第 1 2 号 人街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

(開会 午前9時00分)

### ○山田委員長

定足数に達していますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

ただちに会議を開きます。

最初に本委員会の会議録の署名委員に桜田秀雄委員、角麻子委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり2件です。

委員の皆様申し上げます。これから議案第11号の現地調査を行いますので、関係資料を持参の上、市役所第1庁舎玄関前に集合願います。

再開後は議案第11号の審査を行います。では、移動をお願いします。

(現 地 視 察)

### ○山田委員長

会議を再開します。

議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

### ○中村道路河川課長

それでは、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更について、ご説明いたします。

付議案の24ページ、議案説明資料は36ページからとなります。

今回の市道路線の認定、廃止及び変更につきましては、開発事業者の土地利用により3路線、総延長645メートルを廃止するとともに、1路線延長95.4メートルを新たに認定し、1路線延長488.4メートルから591.4メートルに変更するものです。

それでは、別冊資料の整理番号の1から3の5路線について説明いたします。

1ページの整理番号1市道二区68号線につきましては、倉庫事業者の開発行為により寄付を受けた道路でありまして、開発計画区域内にある市道二区42号線の一体土地利用により廃止することから、代替えとして開発区域外に整備し、新規に認定するものです。

起点八街市八街字平沢に47番8地先から終点同所に47番2地先まで幅員6メートル、延長95.1メートルでございます。なお、本件は整理番号2-①に関連しております。

続きまして、2ページ、整理番号2-①市道二区42号線につきましては、整理番号1のとおり、事業者が一体土地利用をするものの道路として公共性があることから、開発区域外に道路を新設した後、廃止するものでございます。

起点八街市八街字平沢に47番4地先から終点同所地先内で幅員3.8メートルから6.6メートル、延長98.1メートルでございます。

次に、整理番号2-②市道小谷流10号線につきましては、レジャー施設の開発計画区域内に所在する道路でありまして、既に一部が平成3年に用途廃止を行い、払い下げております。今回の残りの箇所についても、事業者の一体利用により廃止するものでございます。

起点八街市小谷流字大作前710番1地先から終点同所字大作前721番地先まで、幅員2.7メートルから3メートル。延長153.3メートルでございます。

次に、整備番号2-③市道四区29号線につきましては、官有地と民有地を併せて認定している道路でありまして、民有地箇所におきまして、電力会社の送電線鉄塔の改築用地として必要となり、土地所有者の意向と道路としての公共性がないことから廃止するものでございます。起点八街市八街字南佐倉道ほ836番5地先から終点八街字北四番ほ571番4地先まで、幅員1.8メートルから8.9メートル、延長393.6メートルでございます。

次に、3ページ、整理番号3市道四区14号線につきましては、整備番号2-③で廃止する市道四区29号線までを終点とする路線でありまして、廃止路線の一部を付け替えまして、当該路線の終点を変更し延伸するものでございます。

変更前の起点、八街市八街字北四番ほ553番地先から終点同所ほ570番7地先まで、幅員1.8メートルから7メートル、延長488.4メートルを変更後の起点は従前と変わりがなく、終点を同所ほ571番4地先まで、幅員1.8メートルから8.9メートル、延長591.4メートルに延伸するものでございます。

以上をもちまして市道路線の認定、廃止及び変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○山田委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○山田委員長

質疑がなければ、これで質疑をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○山田委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

#### ○山田委員長

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

#### ○牛川商工観光課長

それでは、議案第10号八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の23ページをご覧ください。

まず改正の理由につきましては、八街市中小企業資金融資の取扱金融機関の1つである千葉興業銀行が融資業務の集約化を行うことになり、融資取扱店が八街支店から小倉台支店に変更となりました。そのため、条例における取扱金融機関の定義を改正し、小倉台支店においても本融資制度を取扱いを可能とすることにより、千葉興業銀行と取引のある市内中小企業者が引き続き本融資制度を利用できるようにするものです。

改正の概要につきましては、現在市内に限定されている取扱金融機関について、市外についても可とするものです。

施行期日は令和4年7月1日からとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○山田委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○山田委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第10号、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○角委員長**

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

経済建設常任委員会を閉会します。

委員の皆様申し上げます。この後報告事項がございますので、委員の皆様は第2会議室にお集まりください。ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時22分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員